

議案第18号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例（令和3年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策中小企業応援基金条例

第1条中「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の次に「及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、「事由」の次に「並びにエネルギー及び食料品等の価格の高騰」を加え、「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金」を「鹿児島県新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策中小企業応援基金」に改める。

第2条中「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の次に「及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を加える。

附則第2項中「令和10年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

5 令和10年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和4年度に積み立てた基金に残額があるときは、第6条の規定にかかわらず、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県が国から交付を受ける物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を基金の財源に充てる等のため、所要の改正をしようとするものである。